

令和 3 年 3 月 2 4 日
原子力規制庁

令和 4 年度以降の放射線安全研究実施体制について

1. 経緯

昨年 3 月 2 5 日の原子力規制委員会において、放射線安全規制研究戦略的推進事業（平成 2 9 年度～令和 3 年度）の今後について意見交換がなされたことを踏まえ、原子力規制庁において令和 4 年度以降の本事業のあり方について、実施体制を含め議論を進めている。

2. 課題認識

これまでの提案型公募による研究事業により、放射線安全分野の裾野を広げるとい目標が一定程度達成されるとともに、事業を通じて、原子力規制庁に少なからず放射線安全に関する知見を蓄積できた。

原子力規制委員会の役割は、最新の知見を規制基準に反映し科学的・技術的な見地から、独立して安全規制を進めることである。このため、今後、原子力規制庁は、国内外で実施されている研究を踏まえ、主体的に研究を進め、安全規制における放射線安全分野の知見の蓄積をより一層進める必要がある。

3. 今後の放射線安全研究事業の方針と実施体制の整備

上述「2. 課題認識」を踏まえ、今後は以下のように進めることとし、体制整備を図ることとしたい。

（1）研究事業の進め方

- ①将来の安全規制を見据えて自ら規制上の課題を設定し、原子力規制庁が中核となって調査・研究を推進する。これにより技術的知見の蓄積、原子力規制庁職員の技術的能力の向上を図る。
- ②規制機関の技術的支援を行う外部機関（Technical Support Organization、以下「TSO」）が有している知見、施設、人材を活用して、共同研究や委託研究を行う。これにより放射線安全分野の安全規制に貢献する TSO の機能強化を図る。
- ③上記①、②にあたり、国内外の研究動向を把握するとともに国際基準の策定へ参画する。これにより科学的・技術的知見の戦略的な蓄積を図る。

（2）実施体制

原子力規制庁では、技術基盤グループにおいて原子力施設等の安全研究を実施

しており、同グループに所属する職員が国内外の最新知見を収集し研究を自ら手がけるとともに、得られた成果は基準整備等の規制活動に反映している。上述（１）のとおり進めて行くに当たっては、既に安全研究を実施する組織として整備されている技術基盤グループにおいて放射線安全研究を実施していく。

具体的には、技術基盤グループ内に放射線安全研究班（仮称）を設置し、管理職級研究職員、中堅研究職員、若手研究職員を配置する。

（３）研究分野

I C R PやI A E A等の国際的な動向を踏まえ、主として放射線影響及び線量評価に係る研究課題に取り組み、放射線防護体系の継続的な見直しを進め、知見の蓄積を図ることとする。

4. 今後の進め方

技術基盤グループにおける放射線安全研究は令和４年度から実施する。このため令和３年度から、技術基盤グループと放射線防護グループが連携して準備を開始する。令和４年度に実施する具体的な研究課題は、技術基盤グループのもとで行う安全研究実施方針の決定（本年７月）、事前評価等のプロセスを経て決定する。

委託研究の実施や公募研究の継続など、放射線安全研究の実施形態については本年７月までに原子力規制委員会へ諮ることとする。

なお、令和３年度の放射線安全規制研究戦略的推進事業は引き続き放射線防護グループで実施する。